

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

二世帯住宅と同居老親

Q：私はサラリーマンです。二世帯住宅に両親と一緒に住んでいますが、週に1回ほど一緒に夕食をとる程度で、それ以外はお互いのプライベートな時間を多く持てるようにしています。

なお、私はお小遣い程度の金額を両親に毎月渡しているのですが、両親を私の扶養親族にできますか。

A：扶養親族とすることはできません。

【解説】

扶養親族は、納税者と「生計を一にすること」をその要件の一つとしています。

この「生計を一にする」とは、必ずしも同一家屋に居住している場合だけが該当するというものではありません。例えば、別居している両親に対して生活費を送金している場合など、事実上同一家屋に居住している場合と同様に扶養していることが明らかな場合には、生計を一にしていると判断されます。

最近では、二世帯住宅などにおいて、両親との付き合い方をあらかじめ決めておき、お互いのライフスタイルを大切にするという傾向がよく見かけられますが、扶養親族に該当するかどうかは、両親の面倒をみているかどうか重要な判断基準となります。

両親の生活費のほとんどを負担しているような場合であれば生計を一にしているとして扶養親族に該当することになりますが、週に1回一緒に食事をし、お小遣いを渡している程度であれば、生計を一にしているとは認められません。

